

関東農政局からの情報提供 文字起こし

はい。関東農政局環境技術課の田久保と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今日、お時間いただきましてありがとうございます。私の方からですね、まあ、よくよくご存知の方もいらっしゃるかと思うんですけども、一昨年の10月にですね、スマート農業を推進するためということで、新しい法律ができて、そのご紹介と、あとは関連してですね、新しい補助事業が設置されましたので、そちらの方もご紹介したいと思っております。

今、資料を映しておりますけれども、スマート農業技術活用促進法ということで、2つの計画認定制度が柱になっておりまして、認定を受けると様々なメリット措置が受けられるということでございます。計画は2つあって、農業者が対象の計画と事業者が対象の計画があるのですが、ちなみに昨年12月末時点で、農業者が対象の計画は89件認定がされています。で、事業者の方の計画は49件の認定があるということになっております。

今日は、農業者が対象となる生産方式革新実施計画についてのご紹介をしたいと思います。メリット措置ですけども、3つあります。

1. 補助事業のメリット措置

7年度の補正予算、あるいは8年度の当初予算における機械導入の補助事業につきまして、優先採択とかポイント加算といった優遇措置が受けられるということになっています。特に取り組みやすい事業については、後ほどご紹介したいと思います。

2. 融資の関係

日本政策金融公庫から長期低利の融資が受けられます。3つありますが、償還期間25年以内ということで、大規模投資にも対応しております。それから、据置期間が5年以内ということで、初期償還負担を軽減しております。それから、貸付資金の用途としてですね、長期運転資金も設定していますので、幅広い面で活用できるということでございます。

3. 税制優遇

機械等を取得した場合に、特別償却が適用できる税制優遇がありまして、例えば機械であれば、取得額の32%分が償却額に加えることができます。これが特別償却なのですが、初年度の償却額は通常の償却額プラス、この特別償却額となりますので、税負担が軽減できるというような仕組みでございます。

次のページをお願いいたします。

この計画の対象者ですけども、農業者またはその組織する団体ということになります。農業者の組織する団体は、農業法人とJAということになります。それから、その下の方に書いてあるのですが、スマート農業技術活用サービス事業者ということで、いわゆるサービス事業者ですけども、こういう人たちが行う生産方式革新事業活動の促進に関する措置ということで、まあ言ってしまうと、農業者をサポートするための取り組みということになりますが、こういうことも計画に含めることが可能となっております。

認定の対象となる事業活動

認定の対象となる事業活動についてです。サービス事業者なのですが、例えば農業者がスマート農業機械を自分で持たずに、サービス事業で利用するという場合です。例えばドローンによって農薬散布をするものを委託するとか、収穫ロボットをレンタルするというような場合、その連携するサービス事業者の取り組みを計画と一緒に入れてもらうことで、それでまとめて認定をするということで、サービス事業者もメリット措置を受けることができます。先ほどご紹介したように、機械導入時の税制優遇などが受けられるということになります。

認定の対象となる事業活動ですけれども、1つはスマート農業技術を活用することと、2つ目として、その技術の効果を十分に発揮させるために、新たな生産方式を導入すること。この2つをセットで行う活動ということになります。例えば、4つの例が出ていますが、左の上の方ですね。直播ドローンと、直播適性の高い品種ということと言えますと、例えばドローンの導入がスマート農業技術の活用ということになりまして、直播適性品種の導入、これが技術の効果を十分に発揮させるための新たな生産方式ということになりますので、こういうことでセットで取り組むということになります。

それから、「相当規模」というところですが、取り組む品目の作付面積か売上高につきまして、概ね過半で取り組むことが規模要件となります。それから、計画の目標は「相当程度」ということで、計画全体です、農業における労働生産性、これは付加価値額を労働時間か取り組み人数で割ったものなのですが、この労働生産性を5%以上向上させることと、事業をやる前と比較して所得が減らないことと、その所得が黒字になること、これが目標ということになります。実施期間は原則5年以内ということになります。

次のページをお願いいたします。

関東農政局管内ではですね、今、9つの計画は大事に認定を受けておりますけれども、その中から主な事例を紹介しておりますので、後ほど参考に見ていただければと思います。

3ページ目と4ページ目ということで載っていますね、先ほど、最初の方で補助事業のメリット措置があるという話をしましたが。

スマ転事業のPR版の方をちょっと投影していただければと思います。

はい、ありがとうございます。7年度の補正予算においてですね、スマート農業に取り組む農業者のための補助事業ということで措置をされましたので、紹介いたします。品目ごとの技術課題ということで、左の真ん中の方に書いてありますけれども、例えば水稲であれば直播栽培とかですね。野菜であれば機械化体系の導入とか。そういう技術課題を解決するためにスマート農業技術を活用して、栽培体系を転換する取り組みを支援するというので、スマート農業による栽培体系の転換という点で、スマテン事業というように呼んでますけれども、こういう事業が措置されました。補助対象はですね、取り組みに必要となる農業機械の購入、あるいはリース導入ということで、補助率は1/2以内ということになります。

事業の枠組みなのですが、産地パワーアップ事業をイメージしていただければいいかと思えます。順番としては、地域協議会がまず計画を作ることになるのですが、事業に取り組む農業者の方が、ご自身の計画をこの地域協議会の方に申請をして、地域協議会の計画の中に位置付けてもらう必要があるということになります。県の方は、産地の計画を踏まえて県の計画を策定するというので、それぞれがこう、県が地域の計画を承認し、地域が個人の計画を承認するというようなことになっていくんですけども、補助事業なんですね。そうした手続きが必要になってくるんですけども、すみません。まず先ほどのチラシに戻っていただければと思います。

あ、はい。で、最後に「注目」ってことで、このスマテン事業の話を少し書いてあるのですが、認定を受けることで、このスマテン事業に取り組むやすくなります。というところで、1つ目の星印ですが、申請手続きや採択要件での優遇措置があります。今お話しした通りですね、基本は、この事業に取り組むと、地域に申請事業計画を出すということになるのですが、この法律の認定を受けた方がこの事業に取り組むという場合には、地域協議会ではなくて、直接県に申請できるということなので、手続きが簡素化されるということです。もう1つはですね、このスマテン事業、面積要件があつてですね、例えばその平場の水稲であれば、50ヘクタール最低ないと、事業できないのですが、この法律の計画認定を受けて、この事業に申請するという場合には、この面

積要件が外れますので、50ヘクタールなくても、対象になるということになります。それから2つ目の星印ですが、採択時に加算ポイントが7点つきますということで、かなり大きいですね。3ポイントありますので、認定受けると有利になるということでございます。なので、このスマート農業事業にですね、取り組もうという方はですね、ぜひこのスマート農業法の計画認定についてもご検討いただければと思っております。この生産方式革新実施計画の作成につきましてはですね、農政局の方ですね、お手伝いをさせていただきますので、まずご相談内容が、そんなに詰まっていなくても結構なので、まずご相談いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

農研機構ホームページの紹介

それから最後に、農研機構のホームページの方、ちょっと投影していただければと思います。

先にちょっと本日のセミナーでもですね、経営管理の話、あの、結構ありましたけれども、やはりスマート農業技術の導入、特に機械の導入にあたってはですね、やはり農業者の方からは、まあ作業の省力化につながるとしても、結局経営収支がどうなるのかわからないとかですね。まあ、どんだけの面積あったら、この高い機械を入れて、黒字になるのかわからないというような意見がですね、よく聞かれました、なので、導入には踏み切れないんだというようなことなのですが、こうした点についてですね、農研機構のホームページ、スマート農業の今映っているのがポータルサイトですが、そこに令和元年から6年まで、国の方で実施した実証プロジェクトの成果がありまして、そこにその導入技術ごとだったり、体系ごとということですね、詳細が整理されておりますので、下の方に行くと。

あ、そうですね。その導入事例ごとということで、自動運転トラクターというのを、ちょっと押していただけると。

はい。で、導入の効果とかですね。そういうふうになっていて、下の方に行くとですね、それぞれの、その取り組んだプロジェクトごとにですね、詳細のデータが見られるようになってますので、こうしたことも参考にいただければと思います。それからあと、昨年6月にですね、出来上がったイプサというのがあるのですが、その会員の方、会員になっている農業者の方とかですね。有識者の方が、検討会を作って、例えばその機械導入にあたっての仕様となるような項目とか、数値についてもですね、検討するというようなことも聞いておりますので、こういったことも、ある程度方向性出てくれば、何か色々今後情報提供できるのではないかと考えておりますので、引き続きよろしく願いしたいと思っております。私の方から以上になります。ありがとうございました。